

やまとたかだ 7

お知らせ版

No.974

街かビズーム



夏を涼しくすゴソーヤ

片塩小学校で4年生の児童が、みどりのカーテン作りとして、ゴーヤの苗の植え付けをしました。プランターの代わりに発砲スチロールに土と肥料を入れ、混ぜます。ポイントは、土が固くならないようによく混ぜること、ゴーヤの苗をプランターに一つだけ植えることです。

あれ？ 苗一つだけでそんなに大きくなるの？

実はゴーヤは、地中で根を大きく広げて、栄養をたくさん摂るため、苗はプランターの一つで十分なのです。

この日は、京都府福知山市みどりの親善大使「ゴーヤ先生」と「みくちゃん」も、お手伝いをしました。

「元気に育ってね！」と、みんなが願いを込めたゴーヤの苗は、これからすくすく育ち、大きなみどりのカーテンとなって、夏の暑い日差しをさえぎってくれることでしょう。

(6月7日撮影：片塩小学校)

高田活まつり／

- 「大和高田のグルメ・うまいもん市」出店者募集 ……①
- 「なつやすみこども教室」中央公民館／オープンキャンパス…②
- 差別をなくす強調月間行事予定……………③
- ヘルシーライフ……………④
- 高齢者向け給付金／個人住民税……………⑤
- 後期高齢者医療制度……………⑥～⑦
- 福祉医療制度……………⑦～⑧
- 国民健康保険……………⑨
- 介護保険……………⑩～⑫
- くらしの案内……………⑬～⑭
- お知らせ BOX ……⑮～⑯
- 情報アンテナ……………⑰～⑱

広報誌 やまとたかだ 2016.7 No.974

●人口／67,049人（-42）男／31,765人（-25）女／35,284人（-17） ●世帯数／29,644世帯（+5）平成28年6月1日現在（ ）内は前月比です

■発行／大和高田市役所 〒635-8511 大和高田市大中100-1 ☎22-1101 URL <http://www.city.yamatotakada.nara.jp/>

■企画・編集／広報情報課 ■印刷／堀内印刷株式会社



▷とき
7月30日(土)~31日(日)

▷ところ
さざんかホールおよび周辺公園一帯
※駐車場はありません。車での来場はご遠慮ください。
※大雨・洪水・暴風の「警報」が発令されたときは、中止します。

◎商連サマーフェスティバル

- 30日(土)・31日(日) 午後5時～9時
- 昔なつかしゲーム
輪投げ、かたぬき、ヨーヨーつり、コインゲーム他
 - ビアガーデン
 - 世界の味めぐり
タコス、唐揚げ、焼き鳥、フランクフルト他

◎サマーパーク'16 (大和高田商工会議所青年部)

- さざんかホール北側
30日(土)・31日(日) 午後5時～9時
- 駄菓子店など子ども向けブース

◎地元市 さざんかホール北側

- 30日(土)・31日(日) 午後5時～9時

◎商店街の元気市 さざんかストリート

- 30日(土)・31日(日) 午前10時～午後5時
- 天神橋筋商店街(あてもん横丁、ミニガレッジセール、天神地蔵尊特別開帳、リサイクルショップ)

◎パフォーマンス さざんかホール玄関前(予定)

- 市立高田商業高校アカペラ、南京玉すだれ、腹話術、フラダンス、よさこい踊り

◎高田美術協会展

- 7月16日(土)～18日(月) 午前9時～午後5時
※18日(月)は、午後4時まで

◎大和高田市PTA協議会 「子ども夢街道」

- 30日(土) 午後6時～8時30分

〔産業振興課 内線248〕

「大和高田のグルメ・うまいもん市」出店者募集

「未来は元気フェスティバル2016～みくちゃんのおともだち大集合in大和高田～」で行う『大和高田のグルメ・うまいもん市』の出店者を募集します。

▷とき 11月12日(土)、13日(日)
午前10時～午後4時<雨天決行・荒天中止>
※原則として、2日間通して出店できる人に限ります。

▷ところ JR高田駅東広場一帯
▷出店場所 奈良県産業会館 南側駐車場
▷募集数 約20団体(予定)

※市内の事業者・団体に限ります。

▷出店料 無料
▷提出書類 ①出店申込書 ②誓約書
③食品販売・取扱報告書

※出店者募集要項・提出書類は、企画法制課にあります。
また、市ホームページからもダウンロードできます。

▷申込方法 7月15日(金)【必着】までに、次のいずれかの方法で提出してください。

- 持参 大和高田市役所3階 企画法制課
 - 送付 〒635-8511 大字大中100番地1 大和高田市役所企画法制課観光企画調整係
 - FAX 52-2801
 - メール kikakuhousei@city.yamatotakada.nara.jp
- ※申込多数の場合、選考を行います。



(写真は昨年の様子です)

〔企画法制課 内線285・286〕

『なつやすみ子ども教室』中央公民館



「陶芸教室」 どうぶつやコップをつちからつくろう

- ▷とき 7月26日(火) 午前9時30分～11時30分
 - ▷講師 上島 伸五 ▷対象 小学生15名
 - ▷参加費 400円
 - ▷持ち物 エプロン、タオル、水筒
- ※汚れてもよい服装で来てください。
※作品は、後日公民館で受渡します。



「クッキング教室」 かんたんなりょうりをたのしくつくろう

- ▷とき 7月29日(金) 午前10時～午後1時
- ▷講師 佐野 幸代 ▷対象 小学生15名
- ▷参加費 400円
- ▷持ち物 エプロン、三角巾、水筒、持ち帰り用容器



「茶道教室」 おちやのさほうをまなぼう

- ▷とき 7月31日(日) 午前9時30分～11時30分
- ▷講師 吉野 さかえ ▷参加費 200円
- ▷対象 4歳児～小学6年生15名



「美術教室」 たのしくえをかこう

- ▷とき 8月5日(金) 午前9時30分～正午
 - ▷講師 畔上 八寿男
 - ▷対象 小学生15名 ▷参加費 300円
 - ▷持ち物 水彩えの具セットまたはクレヨン、エンピツ(HB)、水筒
- ※汚れてもよい服装で来てください。



【申込方法】

- 受付期間 7月10日(日)【必着】午前9時～午後5時
(土・日曜日でも受付。月曜日は休館)
 - 申込方法 往復はがき(書き方参照)送付、または所定の申込用紙に官製はがき1枚を添えて、直接中央公民館へ。所定の申込用紙は中央公民館にあります。
- ※詳しくは、中央公民館(☎22-1315)へ。
※受講は市内在住者のみ。原則、1人1教室。
※グループでの申し込みは、1枚の往復はがきで応募可。
その場合、応募者全員の必要事項を記入すること。
※申込多数の場合は抽選(1枚の往復はがき単位での抽選)

往復はがきの書き方

52 返信	635-0096 大和高田市西町1-15 中央公民館 行	52 返信	受講者の住所 受講者の名前 様	夏休み子ども教室申込 希望教室名 住所 名前(ふりがな) 学校名・学年 電話番号
----------	------------------------------------	----------	-----------------------	---

(敬称略)

〔中央公民館 ☎ 22-1315〕

市立看護専門学校

オープンキャンパス

学内見学や教育課程の説明などをおし、看護学校への理解を深めてみませんか。

- ▷とき 8月2日(火) 午後1時30分～4時30分
(受付:午後1時～1時20分)



- ▷ところ 市立看護専門学校(磯野北町1-1)
- ▷定員 40人程度 ※希望者多数の場合は、先着順
- ▷対象 本校入学、または看護学校進学希望の、高校3年生および社会人

- ▷持ち物 ジャージ、タオル、体育館シューズ
- ▷申込方法 7月11日(月)～19日(火)までの期間に、往復はがきに必要事項(右記参照)を書いて、大和高田市立看護専門学校オープンキャンパス係(〒635-0094 磯野北町1-1)へ。

※締切後、1週間程度で、全員にはがきを返送します。

往復はがきの書き方

52 返信	635-0094 大和高田市立看護専門学校 オープンキャンパス係	大和高田市磯野北町1-1	(返信の裏には何も書かないでください)	52 返信	返送先の郵便番号 申込をする人の住所(連絡先) 氏名	<記入必要事項> 郵便番号 住所 氏名(ふりがな:必ず) 年齢 電話番号 在校名(または出身高校名) ・オープンキャンパスでどんなことを知りたいか。 ・希望する看護体験 第1希望、第2希望 (下記から選んでください)
----------	--	--------------	---------------------	----------	----------------------------------	--

【希望する看護体験】

- 血圧測定 ●車椅子移送 ●体位変換 ●妊婦体験
- 高齢者体験・沐浴(赤ちゃんのお風呂)

※人数多数の場合、希望に添えない場合があります。
※記入した個人情報、本人の許可なく第三者に提供することはありません。

〔市立看護専門学校 ☎ 53-2901 (内線 5248)〕

平成28年度

差別をなくす強調月間行事予定

◎ 差別をなくす市民集会

- ▷とき 7月23日(土) 午後1時30分～3時30分
- ▷ところ さざんかホール(小ホール)
- ▷講演 「簡単な心理学で、心と体の健康づくり」
～心にゆとりを持って人に優しい自分に～

- ▷講師 大場久美子さん
- ※申込不要、入場無料
- ※託児希望の人は、7月14日(休)までに、
人権施策課へ申し込んでください。



◎ 人権啓発ポスター・標語の展示 (小・中学生の応募市優秀作品)

- ▷とき 7月23日(土)
- ▷ところ さざんかホール(小ホール前)

◎ 「ミニミニ」原爆展 (日本非核宣言自治体協議会)

- ▷とき 7月1日(金)～11日(月)
- ▷ところ 市役所1階ロビー

◎ 人権相談

- ▷とき 7月26日(火) 午後1時～4時
- ▷ところ 総合福祉会館

- ▷相談員 葛城人権擁護委員
- ▷問合せ先 広報情報課(内線273)

◎ 各館の行事

- 東部人権文化センター(曙町隣保館)
「人権パネル展」
・人権啓発ポスターと標語
- ▷とき 7月6日(水)～8日(金)
- 埴コミュニティセンター(埴青少年会館)
「人権パネル展」
・人権啓発ポスターと標語
- ▷とき 7月12日(火)～14日(木)

● 東雲総合会館

- 「人権パネル展」
- ・人権啓発ポスターと標語
- ▷とき 7月19日(火)～21日(木)

● 西部子ども会館(市場青少年会館)

- 「人権パネル展と作品展」
- ①人権啓発ポスターと標語
- ②「たんぼぼの会」の作品展
- ③習字および編み物教室作品
- ▷とき 7月27日(水)～29日(金)

〔人権施策課 内線288〕

「人権の世紀」を生きる

2016年度「人権セミナー21」

とき	内容	講師(敬称略)
7月12日(火)	LGBT・セクシュアルマイノリティについて	桜井 秀人 LGBTプライダルプランナー
8月23日(火)	謂われなき部落差別は、どのようにしてつくられたのか ～ 中世 差別は、どのようにしてつくられたのか どのようにして差別される人々にされていったのか ～	味岡 一博 三重県人権センター
9月6日(火)	聴き方で、一人ひとりが大切にされる地域へ	北原 由美 一般社団法人聴きプロ.com代表
10月4日(火)	障害者虐待の現場から 大橋製作所事件 ※現在、大橋製作所はありません	渡辺 哲久 社会福祉法人ひまわり 常務理事

※4回受講が基本ですが、1回の受講も可能です。

- ▷時間 午後1時30分～3時30分
- ▷ところ 中央公民館(視聴覚室)
- ▷対象 市内在住・在勤の人
- ▷定員 約50名 ※無料
- ▷申込方法 ☎22-1101(内線288・279)またはFAX

(FAX 52-2801)、はがきに『人権セミナー21申込』、名前、住所、電話番号、希望講座を書いて、7月7日(木)までに市役所人権施策課(〒635-8511 大中100-1)へ。セミナー開催中は、中央公民館北側納税協会駐車場を利用してください。

〔人権施策課 内線288〕



※検診などに関する問い合わせは、保健センター(☎23-6661)へ

ウェルカムベビー教室B ～知って安心!私らしく出産～

初めての妊娠・出産の人、友だちづくりをしたい人におすすめです。助産師・保健師・栄養士が、インターネットや本だけではわからないコツや、知って安心情報を伝えます。プレパパや家族の妊婦体験も好評です。

▷**とき** 8月2日(火)

受付時間 午前9時～9時20分

終了予定 正午

▷**ところ** 保健センター

▷**内容** 「知れば安心!出産のコツ」

▷**対象** プレママ(妊婦)・プレパパ、祖父母、家族になる人

※託児はありません。

▷**持ち物** 母子健康手帳、筆記用具、動きやすい服装で。

▷**申込方法** 保健センターへ電話、または窓口で。

中学生クッキング教室

自分で食事を作る力をつけませんか。友達と誘い合って、ぜひ参加してください。

▷**とき** 8月4日(木) 午前10時から(受付:午前9時30分～9時45分)

▷**ところ** 中央公民館1階調理実習室

▷**対象** 中学1年生から3年生

▷**持ち物** エプロン、三角巾、手ふきタオル、お茶

▷**定員** 20人

▷**講師** 大和高田市食生活改善推進員の皆さん

▷**費用** 1人200円

▷**申込方法** 8月1日(月)までに、保健センターへ電話または窓口へ。

もぐもぐ教室

子どもの栄養と離乳食についての話や試食を行います。初めての子育てにとまどっている人は、ぜひ参加してください。

▷**とき** 8月23日(火) 午前9時45分～11時30分(受付:午前9時30分から)

▷**ところ** 保健センター

▷**内容** 子どもの栄養や離乳食の話・離乳食のデモンストレーション・試食(保護者対象)

▷**対象** 平成28年2月・3月生まれの乳児(第1子)と保護者

※第2子以上は要相談

▷**持ち物** 母子健康手帳・赤ちゃんに必要なもの(オムツ・ミルク・バスタオルなど)

▷**申込方法** 保健センターへ電話、または窓口で。

※保護者のみの参加も可

高齢者肺炎球菌定期接種 (平成28年度対象者)

肺炎の重症化予防になります。定期接種の機会は、一生に一度です。

▷**接種期間** 7月1日(金)～平成29年3月31日(金)

▷**ところ** 市内委託医療機関

※各医療機関に、予診票と説明書を置いています。

▷**対象** 本市に住み票がある人で、平成29年3月31日までに、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる人。また、60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能不全、またはヒト免疫不全ウイルスにより日常生活がほとんど不可能な程度の障がい(身体障害者1級相当)のある人
対象者には、6月末に、はがきを送付しています。

※過去に「23価肺炎球菌ワクチン」を受けた人は、対象外

※接種される人の意思確認ができない場合は、定期接種の対象外

▷**持ち物** はがき、接種費用、健康保険証(本人確認のため)

▷**費用** 2,000円

▷**接種前に手続きが必要な人**

7月1日(金)から手続き開始

●**生活保護世帯・市民税非課税世帯の人**

本人または家族の人が、保健センターに手続きに来てください。

・生活保護受給証明書は、不要です

(他市で受給している人のみ必要)

・市民税未申告の場合は、確認できません。市役所税務課への申告が必要です。

・転入の人は、平成28年1月1日現在の住所地の非課税証明書を持ってきてください。

●**市外で接種する人**

県内指定医療機関で、接種できます。はがきと接種費用を持ってきてください。

●**県外で接種をする人**

全額自費になり、手続きに2週間ほどかかります。

※やむを得ない事情で、手続きが家族以外の代理の人になる場合は、委任状(本人印)が必要です。

食中毒にご用心

細菌やウイルスなどが混入した食品をとることで起こる食中毒。食中毒の発生件数が、もっとも多いのは飲食店です。それに次ぐのが、家庭です。私たち一人ひとりの正しい知識と適切な対応で、防ぐことができます。家庭で気をつけたい食中毒予防を、確認しましょう。

- ①調理の前は、必ず手をきれいに洗う。
- ②魚介類や肉類を切った包丁やまな板を洗わずに、生で食べる野菜を切らない。
- ③これから使う食材を、少しの間だからと室温に放置しない。
- ④食品の中心部までしっかり加熱(中心部85℃で1分間)。
- ⑤すぐに食べない料理は、手早く冷まして冷蔵庫へ。
- ⑥残り物は冷蔵庫で保存。
- ⑦冷蔵庫は10℃(生ものは4℃)以下、冷凍庫は-15℃以下に。
- ⑧包丁やまな板は、定期的に漂白剤や熱湯消毒を。

以上のようなことを日常で気をつけ、予防に心がけましょう。

もし、食中毒と思うような症状があれば、素人判断はやめ、すぐに医師の診察を受けましょう。

申請は、もう済んでいますか？

「高齢者向け給付金」の申請期限は、8月23日(火)まで 期限を過ぎてからの申請受付は、できません。

本市では「年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け給付金)」の支給対象者と思われる人に対し、申請書類を送付し、5月23日(月)から受付を開始しています。

申請期限は、**8月23日(火)まで(消印有効)**です。申請漏れのないよう、期限までに申請書を郵送、または窓口へ持ってきてください。高齢者向け給付金の受給には、申請が必要です。また、右記の日程で「夜間窓口」「休日窓口」を開設します。

◎夜間窓口

▷とき 7月14日、21日 いずれも木曜日 午後5時15分～8時

▷ところ 市役所3階西会議室 社会福祉課 臨時福祉給付係

◎休日窓口

▷とき 7月16日、23日 いずれも土曜日 午前9時～午後4時

▷ところ 上記と同じ

※申請受付場所の3階西会議室へは、庁舎正面玄関から入り、エレベーターを利用してください。

支給対象者	平成27年度の住民税が課税されていない人のうち、平成28年度中に65歳以上となる人(課税されている人の扶養親族など、生活保護の受給者などは対象外)
支給額	支給対象者1人につき30,000円
申請先	基準日(平成27年1月1日)時点で住民登録のある市区町村
申請期間	平成28年8月23日(火)まで(消印有効)
申請方法	郵送または直接窓口へ 市役所3階西会議室 ※窓口は大変混雑が予想されます。なるべく郵送で申請してください。
問合せ	社会福祉課 臨時福祉給付係 ☎22-1101(代表) 内線381(平日午前9時～午後5時)

[社会福祉課 臨時福祉給付係 内線381]

個人住民税

公的年金からの特別徴収制度

「個人住民税の公的年金からの特別徴収制度」とは、公的年金などの所得金額のみを対象に算出された個人住民税額(市民税・県民税)を、公的年金から「天引き」により徴収することをいいます。

公的年金から「天引き」された税金は、年金保険者(日本年金機構など)が、年金受給者に代わり、大和高田市に直接納入します。地方税法(第321条の7の2)の規定により、公的年金などに係る所得から算出された個人住民税は、公的年金から「特別徴収の方法によって徴収するものとする」とされているので、納税義務者本人の希望により、徴収・納税方法を変更することはできません。

※徴収・納税方法が変わるだけで、税の負担は変わりません。

【平成28年度対象者】

平成28年4月1日現在、満65歳以上の公的年金受給者で、前年中の公的年金などの所得から個人住民税を計算して、納税義務が生じる次の人をいいます。

- 平成21年度から特別徴収を開始され、現在まで継続している人
- 平成28年度(10月支払年金)から、新たに特別徴収を開始する人

- 平成27年4月2日から平成28年4月1日の間に満65歳になり、納税義務が生じた人

- 平成27年度は非課税であったが、平成28年度は納税義務が生じた人

- 平成21年度から平成27年度までの間に特別徴収を開始したが、平成27年度中に特別徴収が中止となり、平成28年度に再開する人

※詳しくは、「平成28年度市民税・県民税 税額・納税決定通知書」に同封している『平成28年度市民税・県民税のお知らせ』を見てください。

【公的年金以外に所得(給与所得・事業所得など)のある人の場合】

公的年金など以外の所得額に対しての税計算は、総所得額から公的年金などの所得額を差し引いて算出していますので、重複課税にはなっていません。

当該税額は、給与からの特別徴収または、納付書、口座振替により納税をお願いしています。

不明な点など詳しくは、市役所税務課へ。

[税務課市民税係 内線269・254]



後期高齢者医療制度 新しい被保険者証を送ります

8月1日から使用する新しい「後期高齢者医療被保険者証」を、7月16日(土)以降に『簡易書留』で郵送します。この「被保険者証」は、有効期限が「平成29年7月31日」となっています(被保険者証の右上に書いてあります)。8月1日以降、医療機関にかかるときは、この「被保険者証」を提示してください。

有効期限が切れた被保険者証は、市役所に返却するか、ハサミを入れるなどして、処分してください。

所得区分

窓口負担の割合は1割または3割です。平成28年度課税の収入で確定します。

3割負担	現役並み所得者	市民税課税所得(各種控除後)が、年額1,450,000円以上の人 ※ただし、次の要件に該当する場合は申請により、1割負担になります。 ①同じ世帯に被保険者が1人で、収入が3,830,000円未満 ②同じ世帯に被保険者が複数で、収入の合計額が5,200,000円未満 ③同じ世帯に被保険者が1人で、収入が3,830,000円以上でも、70~74歳の人がいる場合は、その人の収入を合わせて5,200,000円未満
	一般	現役並み所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰに該当しない人
1割負担	低所得者Ⅱ(注2)	同一世帯の全員が、市民税非課税の世帯に属する人
	低所得者Ⅰ(注2)	同一世帯の全員が、市民税非課税で、かつ各種収入などから必要経費・控除を差し引いた所得が0円の世帯に属する人 (年金の所得は、控除を800,000円として計算)

高額療養費

医療費の1か月分自己負担合計額が、下記の限度額を超えた場合、超えた金額が高額療養費として支給されます(診療月の3~4か月後に、広域連合から、登録している銀行口座へ振り込まれます)。

※入院時の食事代や、保険のきかない差額ベッド料などは合算できません。

【1か月の自己負担限度額】

世帯の負担区分	外来(個人ごと)	入院+外来(世帯単位) ※入院は限度額までの支払い
現役並み所得者	44,400円	80,100円+1% (注1)
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ(注2)	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ(注2)		15,000円

(注1)「+1%」は、1か月の総医療費が267,000円を超えた場合、超過額の1%を追加負担

(注2)低所得者Ⅰ・Ⅱ該当者は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。

限度額適用・標準負担額減額認定証

低所得者Ⅰ・Ⅱ(非課税世帯)に該当する人は、申請により『限度額適用・標準負担額減額認定証』を発行します(※申請月の1日から有効)入院のときだけでなく、外来の窓口でも低所得者Ⅰ・Ⅱの適用を受けることができます。

現在『減額認定証』を持っている人で、所得申告をして平成28年度住民税非課税世帯の人には、8月1日からの新しい『減額認定証』を、7月末日までに自宅に郵送(普通郵便)します。

平成28年度 保険料

保険料は、被保険者1人ごとに賦課されます。

均等割額 44,800円

+

所得割額 (総所得金額等 - 330,000円) × 8.92%

||

保険料(年額) <限度額 570,000円>

※所得割額は、前年所得に基づき算出します。

所得の低い人の軽減措置

【均等割額の軽減】

世帯主と世帯の被保険者の所得の合計に応じて、均等割額が軽減されます。

世帯の所得の合計	軽減割合
330,000円以下	9割 被保険者全員の年金収入が800,000円以下の世帯(その他各種所得がない場合)
	8.5割 (上記以外)
330,000円 + (265,000円 × 被保険者数) 以下	5割
330,000円 + (480,000円 × 被保険者数) 以下	2割

【所得割額の軽減】

被保険者の所得に応じて、所得割額が軽減されます。

所得	軽減割合
基礎控除後の総所得金額が580,000円以下	5割

※上記の軽減措置を受けるには、税法上の申告義務のな

い人(障害年金、遺族年金等受給者や被扶養者および所得のない人)であっても、市役所で所得の申告を行う必要があります。

被扶養者であった人の特例措置

今まで社会保険(健保組合や共済健保等)の被扶養者で、保険料負担がなかった人も保険料を納めることになりませんが、負担軽減のため、次のような軽減措置があります。

○平成28年度は保険料の均等割額が9割軽減されます(所得割額は課せられません)。

保険料の支払方法

平成28年度の保険料は、7月に決定し、7月中旬以降に通知します(7月以降に資格を取得した人は、8月以降、順次通知します)。

特別徴収(年金からの天引き)で、すでに前年度保険料額で仮徴収(4月、6月、8月)している人は、10月からの本徴収時に保険料を調整します。

普通徴収(納付書や口座振替等で納入)の人は、年間保険料を7月から翌年2月までの毎月、8期で納付してください(納期限までに納付されなかった場合は、督促状が発送され、督促手数料100円を徴収します。また、大和高田市後期高齢者医療に関する条例第5条の規定により、納期限の翌日から納付日までの日数に応じた延滞金を加算して徴収します)。

※年金額が年額180,000円未満の人や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える人は、普通徴収となります。

◎平成28年度以降の保険料の支払いを、特別徴収(年金からの天引き)から普通徴収(口座振替のみ)に切り替えることができます。10月以降「特別徴収」を中止するには、7月29日(金)までに保険医療課で手続きをしてください。

<年金天引きから口座振替への変更の注意点>

- 1 「普通徴収への変更申出書」と「口座振替依頼書」の提出が必要です。
①振替口座の預金通帳、②通帳のお届け印、③後期高齢者医療被保険者証を持ってきてください。
※口座振替依頼書の提出のみでは年金天引きは停止されませんので、注意してください
- 2 『世帯主または配偶者の口座からのお支払い』に変更した場合、その社会保険料控除は、口座振替で支払った人に適用されます。このため、世帯全体の所得税額や住民税額が少なくなる場合があります。
- 3 これまでの納付状況等から、口座振替への変更が認められない場合があります。

〔保険医療課 医療係 内線537・553・583〕

福祉医療制度 乳幼児、身障、ひとり親家庭、精神障害「医療費受給資格証」を持っている人へ

今年度から、更新手続きが、大幅に変わります。

更新申請書の提出



医療費受給資格証の交付(郵送)

○6月末までに更新対象となる人に対して、更新申請書を送っています。更新申請書を7月11日(月)までに保険医療課に提出してください。提出が済んでいる人には7月末までに『医療費受給資格証』を郵送します。

○期日までに更新申請の手続きがない場合、『医療費受給資格証』の到着が8月以降になることがあります。

○提出期日を過ぎても更新申請の手続きは可能ですが、その間の病院受診された医療費については、領収書対応となります。

※更新申請書の提出がなければ、『医療費受給資格証』の交付はできません。注意してください。

乳幼児医療

▷対象 0歳～就学前の乳幼児(乳幼児の住所が本市にあること)

○乳幼児『医療費助成資格証』の交付には、乳幼児を主として養育する人の前年所得の確認が必要です。転入などにより大和高田市の公簿で所得確認ができない人は、前住所で平成28年度課税(または非課税)証明書[総所得額、控除内訳、扶養人数の記載のあるもの]の交付を受けて提出してください。未申告の人は、市役所税務課で所得申告を済ませてください。

○「医療費受給資格証」の有効期限は就学前まで

※医療費受給資格証の色は白色

子ども医療

▷対象 小学生・中学生

申請書などは、5月下旬ごろに対象となる子どもに対して送付していますが、申請手続きがまだの人は、随時発行も可能ですので、忘れないよう提出してください。

※5月下旬以降に大和高田市に転入した人で、申請が済んでいない人についても、忘れないよう提出してください。

○「医療費受給資格証」の有効期限は中学卒業まで

※医療費受給資格証の色は黄色

心身障害者、ひとり親家庭等、精神障害者医療

平成28年度(27年中)の所得が条例で定める限度額以上の場合、平成28年8月から平成29年7月まで福祉医療制度の受給資格が喪失し、医療費の助成を受けることができません。

福祉医療の受給資格が喪失する人には、7月中旬ごろに通知します。

課税対象外の年金受給者(障害年金、遺族年金など)および所得のない人も、医療費助成を受けるためには、所得の申告が必要です。申告がまだの人は、市役所税務課で所得申告をしてください。

●心身障害者医療

▷対象 身体障害者手帳1級・2級または療育手帳A1・A2を持っている人

▷所得制限 本人、その配偶者および、その扶養義務者^{※1}で主としてその者の生計を維持するものについて、前年の所得が老齢福祉年金の支給の制限額を超えないこと

65歳以上で、後期高齢者医療制度に加入している人のうち、心身障害者医療費助成の対象となる障害を持つ人の「重度心身障害者老人等医療費助成制度」の所得制限限度額も、上記と同じです。これにより受給資格が喪失する人および所得の申告が必要な人には、7月中旬ごろに通知します。

扶養親族の数	本人所得	配偶者および扶養義務者所得
0人	1,595,000円未満	6,287,000円未満
1人	1,975,000円	6,536,000円
2人	2,355,000円	6,749,000円
3人	2,735,000円	6,962,000円
以降1人につき	380,000円加算	213,000円加算
加算額	老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき480,000円 特定扶養親族1人につき630,000円	老人扶養親族1人につき扶養親族の加算額+60,000円

●精神障害者医療

▷対象 精神障害者手帳1級・2級を持っている人

▷所得制限 本人、その配偶者およびその扶養義務者^{※1}で主としてその者の生計を維持するものについて、前年の所得が老齢福祉年金の支給の制限額を超えないこと(所得制限限度額も心身障害者医療と同じ)

65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している人のうち、精神障害者医療費助成の対象となる精神障害を持つ人の「精神障害者医療費助成金(後期高齢者)助成制度」の所得制限限度額も、上記と同じです。これにより受給資格が喪失する人および、所得の申告が必要な人には、7月中旬ごろに通知します。

●ひとり親家庭等医療

▷対象 ひとり親家庭(父子家庭または母子家庭)で、18歳(18歳になった最初の3月31日)までの子を持つ父親または母親とその子

▷所得制限 父または母およびこれに準じる者、子、子の配偶者および、父または母および、子の扶養義務者^{※1}の前年の所得が児童扶養手当法施行令に規定する額未満であること

扶養親族の数	本人所得(父または母、子)	扶養義務者所得
0人	1,920,000円未満	2,360,000円未満
1人	2,300,000円	2,740,000円
2人	2,680,000円	3,120,000円
3人	3,060,000円	3,500,000円
以降1人につき	380,000円加算	380,000円加算
加算額	老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき100,000円 特定扶養親族1人につき150,000円	老人扶養親族1人につき扶養親族の加算額+60,000円

(法令の改正などにより、基準額が変わる場合があります)

※1扶養義務者・・・直系血族および兄弟姉妹(民法877条)受給者と扶養義務者とが同一世帯にある場合、また他の制度において生計維持関係が認められている場合(受給者が社会保険または税法上の被扶養者である場合)は扶養義務者になります。

〔保険医療課 医療係 内線553〕

国民健康保険

「認定証」「高齢受給者証」の有効期限は、7月31日まで

「限度額適用認定証」・「標準負担額減額認定証」が必要な人へ

「限度額適用認定証」・「標準負担額減額認定証」が引き続き必要な人は、7月中旬以降に保険医療課窓口へ。

●入院時食事代の標準負担額

入院時の食事代は、下表の額を被保険者が負担し、残りを「入院時食事療養費」として国保が負担します。

※食事代の一部負担金は、高額療養費を算定する場合の自己負担額には入りません。

種 別		1食の負担金額
一般世帯		※ 360 円
非課税世帯 および 低所得者Ⅱ	90日までの入院	210 円
	過去 12 か月で 90 日を超える入院 (長期該当)	160 円
70 歳以上の人で低所得Ⅰの人		100 円

※平成28年4月から変わりました。

非課税世帯・低所得Ⅱ・低所得Ⅰの人には、「標準負担額減額認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を発行します。保険証と印鑑を持って、保険医療課へ申請にきてください。また、90日を超えて入院している人は、上記の認定証と入院が確認できるもの(領収証など)も必要です。

※申請があった月の初日から、減額認定されます。ただし、長期該当の場合は、申請月の翌月から長期認定となります。

●自己負担限度額(月額)

〈70歳以上の人〉(75歳になる月のみ、自己負担限度額は国保と後期高齢者医療制度でそれぞれ2分の1ずつ)

所得区分	外来(個人単位)	外来 + 入院(世帯単位)
現役並み所得者	44,400 円	80,100 円 ●医療費が 267,000 円を超えた場合は、超えた分の 1% を加算 ●4 回目以降の場合、44,400 円
一 般	12,000 円	44,400 円
低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ	8,000 円	15,000 円

〈70歳未満の人〉

所得区分	限度額
ア	基礎控除後の所得 252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1% 9,010,000 円超え ● 4 回目以降の場合、140,100 円
イ	基礎控除後の所得 167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1% 6,000,000 円 ~ 9,010,000 円以下 ● 4 回目以降の場合、93,000 円
ウ	基礎控除後の所得 80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1% 2,100,000 円 ~ 6,000,000 円以下 ● 4 回目以降の場合、44,400 円
エ	基礎控除後の所得 57,600 円 2,100,000 円以下 ● 4 回目以降の場合、44,400 円
オ	住民税非課税 35,400 円 ● 4 回目以降の場合、24,600 円

過去12か月間に、ひとつの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目以降は限度額が変わります。

保険診療の医療費が高額になっても、限度額適用認定証があれば、自己負担限度額を超えて支払う必要はありません。同一月内に、入院分や外来分がある時は、高額療養費の申請をすれば返還される場合があります。

※低所得者Ⅰとは・・・70歳以上75歳未満で、同一世帯の世帯主および国保加入者が住民税非課税であり、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いた時0円となる人
※低所得者Ⅱとは・・・70歳以上75歳未満で、同一世帯の世帯主および国保加入者が住民税非課税の人

「国民健康保険高齢受給者証」を送ります

8月1日から使用する新しい受給者証(うぐいす色)を、7月末ごろに送付します。古い受給者証は、8月以降使用できません。

こんな給付があります

●療養費の支給

補装具(コルセットなど)の購入や、保険証を持たないで医療機関にかかったときなどは、全額負担することになります。

しかし、後日、申請し認められれば、給付割合に応じて払い戻されます。

こんなとき	申請に必要な物
治療用の補装具(コルセットなど)を購入したとき	保険証・医師の意見書(理由書)・領収書・認印
急病などで、医療機関に保険証を提示できなかったとき	保険証・診療報酬明細書(レセプト)・領収書・認印
医師が認めた、はり・きゅう・マッサージを受けたとき、骨折・ねんざなどで接骨院にかかったとき(医療機関と同様に、一部負担金で施術が受けられる場合あり)	保険証・医師の同意書 施術内容と費用の明細がわかるもの(領収書など)・認印
海外渡航中に、国外で治療を受けたとき	パスポート・保険証・診療内容の明細書・領収書(日本語に翻訳したものも必要)・認印
療養の給付を受けられない輸血のための生血代を負担したとき	保険証・医師の理由書・輸血用生血液受領証明書・血液提供者の領収書・認印

●その他の給付

●出産育児一時金…産科医療補償制度に加入の医療機関で分娩の場合420,000円、これ以外は404,000円

●葬祭費…被保険者が亡くなったとき 30,000円

●移送費…医師の指示により入院転院したときなど、移送に要した費用を支給

※次の場合、保険証が使えません。

健康診断、予防接種、正常な妊娠分娩、歯列矯正、美容整形、業務上のけがや病気など

〔保険医療課 国保係 内線568〕

介護保険のサービスにかかる費用

介護保険のサービスを利用したときは、原則として利用料の1割(または2割)を自己負担して、9割(または8割)が介護保険から給付されます。

一定以上所得者の介護保険サービスにかかる費用

平成27年8月から、65才以上の一定以上所得者の利用者負担は、1割から2割になっています。

一定以上所得者とは、本人の合計所得金額が1,600,000円以上で、同一世帯の第1号被保険者の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身世帯で2,800,000円以上、2人以上世帯で3,460,000円以上の人です。7月中に、要介護・要支援認定者には、負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を送付する予定です。

在宅サービス・介護予防サービスを利用した場合

要介護度ごとに1か月に1割(または2割)負担で利用できる限度額が決められています(下表参照:平成26年4月から利用限度額が引き上げられました)。

限度額を超えてサービスを利用したときは、超えた分が全額自己負担となります。

要介護度	利用限度額(1か月)	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)
要支援1	50,030円	5,003円	10,006円
要支援2	104,730円	10,473円	20,946円
要介護1	166,920円	16,692円	33,384円
要介護2	196,160円	19,616円	39,232円
要介護3	269,310円	26,931円	53,862円
要介護4	308,060円	30,806円	61,612円
要介護5	360,650円	36,065円	72,130円

※特定福祉用具の購入(年間100,000円まで)、住宅改修費の支給(200,000円まで)、居宅療養管理指導等の費用は利用限度額に含まれません。

自己負担が高額になったら

世帯内で同じ月に利用したサービスにかかる1割(または2割)の利用者負担額(月額)が、一定の上限額を超えたときは「高額介護サービス費」として後から支給されます。

利用者負担段階区分	世帯の上限額(個人の上限額)
現役並み所得者(平成27年8月から)	44,400円
市民税課税世帯	37,200円(37,200円)
市民税非課税世帯	24,600円(24,600円)
①前年の合計所得金額+課税年金収入額が800,000円以下の人	24,600円(15,000円)
②高齢福祉年金受給者	
生活保護の受給者など	15,000円(15,000円)

※ただし、在宅サービスの福祉用具購入・住宅改修費、および施設サービスの食費・居住費・日常生活費など介護保険給付対象外の自己負担額は除く。

※給付を受けるには申請が必要ですが、対象者には随時お知らせしています。

現役並み所得者とは、同一世帯の第1号被保険者に課税所得1,450,000円以上の人や、年収が単身3,830,000円以上、2人以上5,200,000円以上の人です。

また、介護保険と医療保険の一年間の自己負担合計が一定の負担限度額を超えた場合に、超えた分が支給される「高額医療合算介護サービス費」などの制度もあります。

特定入所者介護サービス費(食費・居住費)の給付

介護保険施設でのサービス(ショートステイ・対象施設入所)の利用者で、利用者と同世帯全員が市民税非課税の人には、申請により食費と居住費の負担が軽くなる「負担限度額認定証」を交付します。

ただし、市民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が市民税課税者である場合や、世帯分離している配偶者が市民税非課税者でも預貯金などが単身10,000,000円、夫婦20,000,000円を超える場合は、特定入所者介護サービス費などの給付の対象にはなりません。

なお、平成28年8月から、遺族年金および障害年金といった非課税年金の額も含めて、負担限度額認定証の利用者負担段階を判定することになります。

▶申請に必要なもの

- 申請書および同意書(いずれも押印必要)
- 利用者名義と配偶者名義の預貯金(普通・定期)全ての通帳、有価証券などのコピー

※通帳は必ず記帳してから下記のコピーを提出してください。

- ①銀行名・口座番号・名義人などが記載してあるページ
- ②申請日からさかのぼって2か月分の記載ページ

現在の「負担限度額認定証」の有効期限は、7月末までです。6月中旬に更新のお知らせを送付しています。引き続き負担限度額認定証が必要な人は更新の申請をしてください。

※軽減を受けるためには、必ず申請が必要です。

※通所サービスによる食費負担分は、軽減の対象となりません。

※申請月の1日から有効になります。

所得申告が必要です

高額介護サービス費の支給や負担限度額認定証の交付を受けるには、課税対象外の年金受給者(障害年金・遺族年金など)および所得のない人も所得の申告が必要です。

市役所税務課で所得申告をしてください。

保険料の未納があると

保険料の未納がある場合は、その未納期間に応じて本来1割(または2割)である利用者負担が3割に引き上げられ、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費などの給付が受けられなくなります。保険料は必ず納めてください。

[介護保険課 介護保険給付係 内線573]

第1号被保険者(65歳以上の人)の介護保険料

平成28年度の介護保険料

今年度の介護保険料は7月に決定し、7月中ごろに通知します(7月以降に資格を取得した人は、8月以降、順次通知します)。65歳以上の人々の保険料は、市町村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」を基に決まります。

《基準額の決め方》

大和高田市の基準額
70,320円(年額)

=

市町村で必要な介護
サービスの総費用

×

65歳以上の人
の負担分22%

÷

市町村の65歳
以上の人数

この基準額を中心に、本人と世帯の課税状況や所得に応じて、次の11段階にわかれます。

◎平成28年度 所得段階別の介護保険料

所得段階	対象となる人	保険料【月額】	保険料【年額】
第1段階	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人 ●世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が800,000円以下の人	2,640円 (基準額×0.45)	31,680円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が800,000円を超え、1,200,000円以下の人	4,390円 (基準額×0.75)	52,680円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が1,200,000円を超える人	4,390円 (基準額×0.75)	52,680円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が800,000円以下の人	5,270円 (基準額×0.90)	63,240円
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が800,000円を超える人	5,860円 (基準額)	70,320円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,200,000円未満の人	7,030円 (基準額×1.20)	84,360円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,200,000円以上1,900,000円未満の人	7,610円 (基準額×1.30)	91,320円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,900,000円以上2,900,000円未満の人	8,790円 (基準額×1.50)	105,480円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が2,900,000円以上4,000,000円未満の人	9,960円 (基準額×1.70)	119,520円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が4,000,000円以上6,000,000円未満の人	10,840円 (基準額×1.85)	130,080円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が6,000,000円以上の人	11,720円 (基準額×2.00)	140,640円

介護保険料の納め方

保険料の納め方は、年金額などにより特別徴収と普通徴収の2通りにわかれます。納め方(特別徴収または普通徴収)を選択することはできません。

特別徴収の人:年金からの天引き

原則として年金が年額180,000円以上の人で、前年度に大和高田市で介護保険料を年金から特別徴収されていた人が対象になります。

◇『仮徴収』と『本徴収』

介護保険料の特別徴収は、4・6・8月を『仮徴収』、10・12・2月を『本徴収』として納めます。保険料は前年の所得などに応じて決まりますが、決定するまでは前年度2月の天引き額と同じ額を『仮徴収』として納めます。年間の保険料確定後に、既に仮徴収で納めている額を差し引いた残りの額を『本徴収』として納めます。

また、『仮徴収』と『本徴収』に大きな差が生じないよう、一年を通じてできるだけ均等な額となるよう8月の天引き額を調整し『平準化』を行っています。

これにより、4月・6月は前年度2月と同額を納めてもらい、8月からは年間保険料から4月・6月の仮徴収額を差し引いた額を4回にわけて納めます。

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年度2月分と同じ保険料額		年間介護保険料から4・6月の仮徴収分を差引いて四分割した額 (8月端数切捨、10月端数加算)			

※仮徴収額と本徴収額に著しい差額が生じた人や、前年度に比べ、著しく所得段階が変更になった人、市外の施設入所者等は、前記の徴収方法に該当しない場合があります。

※今年度4月から特別徴収が始まった人の仮徴収額は、3月に通知しています。

普通徴収の人(納付書または口座振替)

年金が年額180,000円未満の人や、老齢福祉年金の受給者などが対象になります。

☆年間介護保険料(12か月分)を、原則として7月から2月の8期にわけて納めます。

次の場合も普通徴収になります。

- 65歳になったとき
- 他の市町村から転入したとき
- 収入申告のやり直し等で所得段階が変更になったとき
- 年金担保、年金差し止め、現況届けの未提出などで年金が停止し、保険料の差し引きができなくなったとき

納付書は、期別で納付してもらう「第1期」～「第8期」の8枚を送付します。

納付書の裏面に記載している金融機関、近畿2府4県のゆうちょ銀行(郵便局)、コンビニエンスストア、市役所で納付できます。

10月から特別徴収が開始される人(9月までは普通徴収)

前年度に65歳になった人や、転入した人などが対象になり、年間保険料(12か月分)を次の6回にわけて納めます。

※7月・8月・9月は納付書または口座振替で納め、10月・12月・2月は年金(年額180,000円以上の老齢・退職を事由とする年金および遺族年金・障害年金)から徴収します。

介護保険料を口座振替で納めている人へ

介護保険料口座振替分について、1年間の振替状況を記載した通知書を、翌年1月ごろに送付します。通知書が届くまでの間は、預貯金通帳で振替状況を確認してください。

介護保険料の減免措置

災害や特別な事情などで一時的に保険料の支払いが困難な人は、一定の条件に該当すれば、保険料が減免される場合があります。詳しくは、介護保険課まで問い合わせてください。

介護保険料は介護保険のサービスを利用している、していないにかかわらず、40歳以上の人は全員納めなければなりません(40歳～64歳は医療保険料に含めて納めます。65歳以上は医療保険料とは別に市町村に納めます)。

保険料の滞納がある場合は、その滞納期間に応じて介護保険からの給付が一時差し止めになったり、1割(または2割)の利用者負担が3割になるなどの措置がとられます。

現在、介護のサービスを利用していない人も、今後、介護が必要になったときに同じように措置がとられます。

介護保険料は必ず納めましょう。

〔介護保険課 介護保険給付係 内線572・573〕



市 税

7月は固定資産税(第2期)と国民健康保険税(第1期)の納期月

納期限は8月1日(月)です(固定資産税についての納税通知書および納付書は4月に発送済み。国民健康保険税は7月上旬に発送予定)。

コンビニでも納付できます

送付した納付書はコンビニでも利用できます。納付にかかる手数料は、大和高田市が負担しますので、納付される人の手数料負担はありません。

バーコードが表示されていない納付書(納付書の金額が300,000円を超えているものなど)はコンビニエンスストアでの納付はできないため、納付書の裏面に記載の納付場所以利用してください。

指定納付期限を1日でも過ぎた納付書では、コンビニエンスストアでの納付はできませんので、収納対策室に連絡してください。

納付する期別の順番を間違えて納付してしまった場合は、すぐに収納対策室に連絡してください。連絡がない場合は、その期別に対して督促手数料や延滞金がかかります。

納税相談に来てください

災害や盗難・本人や家族の病気・事業の休廃止・失業など、やむを得ない事情により、納期ごとの納付が困難な場合は、放置せず早めに相談してください。

納付できない理由を正確に聞かせてもらうことが、早期解決になり、そ

の税が市行政に役立ちます。
近年の差押件数及び徴収率

	平成26年度	平成27年度
徴収率	93.1%	93.8%(+0.7%)
差押件数	396件	533件(+137件)

[収納対策室 内線238]



国 保

国民健康保険税の納税通知書を発送します

平成28年度分の国民健康保険税の納税通知書は、7月8日ごろに発送します。

普通徴収(納付書払いまたは口座振替)の人は、7月から2月までの8回で納付してください。年金からの特別徴収の人は、4月の年金からすでに仮徴収していますので、8月の特別徴収から税額を調整します。今年度から特別徴収が開始になる人は、7・8・9月は普通徴収で、10月から特別徴収です。

特定健診を受けましょう

国民健康保険では、生活習慣病予防のための健診を実施しています。

健診は毎年受診することが大切です。約10,000円相当の健診を自己負担1,000円で受けられるので、ぜひ受診してください。

▷対象 国民健康保険に加入している40歳~74歳の人

▷費用 1,000円

▷必要なもの 国民健康保険の保険証、受診券、質問票

▷期間 受診券が届いてから平成29年1月31日(火)まで

▷受診方法 ①セット集団健診(特定健診+がん検診)、②集団健診(特定健診のみ)、③医療機関個

別健診(特定健診のみ)の3つから選択できます。集団健診の日程など、詳しくは受診券に同封の案内を見てください。

※受診に必要な「受診券」は、3月末までに国民健康保険に加入している人で、対象となる人へ5月下旬に郵送しています。

※4月以降に国民健康保険に加入した人で、受診を希望する人は、保険医療課へ電話で申し出てください。受診券を郵送します。

[保険医療課 国保係 内線568]



年 金

平成28年度の免除申請、7月から受付開始

国民年金には、経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合、申請により、保険料の納付が免除される制度があります。

また、50歳未満の人には、納付が猶予される制度があります。

※平成28年7月より、納付猶予の対

マイナンバーカード 土曜日も申請を受け付け

マイナンバーカード(個人番号カード)の申請受付と、マイナンバーカードの交付をおこなう休日窓口を開設します。

平成28年度中に開始を予定している住民票等のコンビニ交付を利用するには、マイナンバーカードが必要です。申請がまだの人は、この機会を利用してください。

▷とき 7月23日(土)

午前9時~正午

▷ところ 市役所1階市民課

▷カード申請に必要なもの

●本人確認できるもの(運転免許証・パスポート・住民基本台帳カード・在留カード等)

●通知カード

●住民基本台帳カード(持っている人のみ)

●個人番号カード申請書

●顔写真(3.5cm×4.5cm)

[市民課 内線 530]

ご利用ください

☆☆ 夜間窓口 ☆☆

● 固定資産税・都市計画税・市県民税・軽自動車税・国民健康保険税窓口

▷とき 7月28日(木)

▷ところ 市役所2階 収納対策室

☎22-1108 (夜間窓口専用)

昼間、納付が困難な人や納付・納税相談が必要な人は、利用してください。時間は、午後5時15分~8時です。

● 水道料金窓口

▷とき 8月3日(水)【次回予定9月7日(水)】

▷ところ 上下水道部料金係

☎52-1366 (夜間窓口専用)

※6か月(3回分)以上滞納すると、給水を停止します。また、滞納者へは法的措置を行うことがあります。

象者が30歳未満から50歳未満に拡大されました。

▷注意

- 前年所得の審査があります。
- 保険料免除申請には、保険料の全額が免除される「全額免除」、保険料の一部を納め、残りの保険料が免除される「3/4納付」「半額納付」「1/4納付」があります。
- 「3/4納付」「半額納付」「1/4納付」の承認を受けた場合、その一部の保険料を納付しないと、その承認期間は保険料未納期間となります。
- 追納する場合の保険料額は、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

※失業により納付が困難な場合は、雇用保険被保険者離職票を持ってきてください。

▷承認期間 7月～翌年の6月

▷審査結果 後日、郵送で通知

▷申請先 市民課年金係

(印鑑と年金手帳を持参)

[市民課年金係 内線529・

大和高田年金事務所 ☎22-3531]



水道

口座振替を利用している人へ

振替指定日は、2か月ごとの15日、または27日です。

預金不足などで振り替えできなかった場合、次回に振り替えますので、入金をお願いします。

使用開始・中止のときは連絡を

無断で水道を使用すると、処罰の対象になります。事前に検針係へ届け出て、給水契約をしてください。使

クリーンセンター 土曜開場日

▷7月の開場日 9日・23日(土)

▷時間 午前9時～10時30分まで

▷業務内容 可燃、不燃(粗大ゴミ含む)の持込みゴミの受入れのみ
[クリーンセンター企画整備課

☎52-1600]

用を中止する場合も届け出て、料金の精算をしてください。

[上下水道部(水道部門)
代表電話番号 ☎52-1365
夜間・緊急時 ☎52-3901]

※くれぐれも、かけ間違いのないようお願いします。

午後6時まで利用できます

市民課の証明書等 発行窓口

▷7月の実施日

7月7日・14日・21日・28日(木)

▷業務時間 午後6時まで

▷取扱発行業務

- 住民票の写し
- 住民票記載事項証明書
- 印鑑登録証明書
- 戸籍謄本・戸籍抄本

※発行業務のみです。転入・転出、印鑑登録・廃止などの業務は行いません。

[市民課 内線 526・527]

受給申請をお忘れなく 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当

【児童手当】

▷支給対象者 中学校卒業までの児童(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)を養育している人

▷手当月額(児童1人あたり)

- 3歳未満…一律15,000円
- 3歳以上小学校修了前…10,000円(3子以降は15,000円)
- 中学生…一律10,000円

※申請者の所得が所得制限限度額以上の場合は、児童の年齢などに関わらず月額一律5,000円を支給。

※児童が生まれたとき、受給者や児童の住所が変わったとき、公務員でなくなったときなどは、必ず15日以内に届出をしてください。

【児童扶養手当】

▷支給対象者 父または母と生計を共にしていない家庭、または、父または母に重度以上の障がいがある家庭で、児童(18歳になった年度の3月31日までの間にある人)を養育している父または母、もしくは父母にかわって養育している人

▷手当月額 所得制限により、次のいずれかの額になります。(児童1人の場合)

- 42,330円(全部支給)
- 9,990円～42,320円(一部支給)

※受給者、配偶者、扶養義務者などの収入が、限度額以上

の場合は支給されません。児童が児童福祉施設に入所している場合などは、申請できません。

【特別児童扶養手当】

▷支給対象者 20歳未満の身体または精神に、重度または中度以上の障がいのある児童を家庭(児童施設など入所児童を除く)で養育している父母または、父母にかわって児童を養育している人

▷手当月額(児童1人あたり)

- 1級…51,500円
- 2級…34,300円

※受給者、配偶者、扶養義務者などの収入が、限度額以上の場合には支給されません。

◎上記の3手当の要件に該当する人は、児童福祉課で申請してください。原則、申請した翌月分からの支給となります。要件に該当していても、手続きが遅れると、申請月以前の手当は支給されません。

申請手続きのときは、マイナンバーの記入・提示と本人確認(免許証など)が必要です。

※必要書類など、詳しくは、児童福祉課に問い合わせてください。窓口来庁のときは、本人確認できるもの(免許証、保険証など)を持ってきてください。

[児童福祉課 内線567]

お知らせBOX



参加しませんか

■楽しいみんぞくの学習と交流

みんぞくの広場～未来～《夏のつどい》

- ▷とき 7月20日(水) 午後2時～4時
(受付:午後1時30分から)
- ▷ところ さざんかホール 3階レセプションホール
- ▷テーマ 心をつつむ ルーツの衣
- ▷内容 民族の伝統と多様なルーツをもつ自身の感性を大切に、心をこめて服をデザインしましょう。

▷民族講師 金강자(キム・カンチャ)さん、梅玉婷(メイ イウティン)さん、Carlo Hiroshi Ito (カルロ ヒロシイウ)さん

▷対象 市内在住で、学齢期にある外国籍の子ども、両親のどちらかが外国籍の子ども、両親またはどちらかが日本国籍取得者の子ども

※保護者も参加できます。

▷申込方法 7月13日(水)までに、申込用紙に必要事項を書いて、市内各小・中学校または市役所2階学校教育課(〒635-8511大和100-1)へ郵送するか、持ってきてください。

※土・日曜日は除きます。

※申込用紙は、市ホームページ「イベント情報」からダウンロードするか、市内各小・中学校、市立中央公民館、さざんかホール、葛城コミュニティセンター、市民交流センター(コスモスプラザ)、市立図書館、青少年会館、市学校教育課、市人権施策課に置いています。

〔学校教育課 内線154〕

■「ここに広場」

- ▷とき 9月23日(金)・10月19日(水)・11月21日(月)

- ▷ところ 児童館2階
- ▷対象 平成27年8月1日から11月30日生まれ
- ▷定員 親子で10組
- ※申し込み多数の場合は抽選
- ▷申込方法 7月22日(金)までに 往復ハガキで申し込んでください。ハガキに宛名・子どもの名前(ふりがな)・生年月日・住所・電話番号を書いて児童館(〒635-0036 旭北町4-34)まで

往復はがきの書き方

〔児童館 ☎22-4150〕

■夏休み「さをり織り」体験

誰でも簡単に織れる「さをり織り」を体験しませんか。

- ▷とき 7月26日(火)・27日(水)
- ①午前10時～正午
- ②午後1時～3時

▷ところ 総合福祉会館 2階多目的室

▷対象者 市内在住の小学生

▷定員 各10名

※申込多数の場合、抽選

▷費用 実費(作品の大きさにより異なります 30cmで約300円)

▷申込方法 7月20日(水)までに、名前・住所・電話番号・年齢を書いて、FAX(☎53-2887)で吉井澄子へ。

〔吉井 ☎53-2887〕

開催します

■介護支援専門員実務研修受講試験 受験案内の配布

「平成28年度奈良県介護支援専門員実務研修受講試験」が10月2日(日)に実施されます。介護保険課では、「受験案内」を配布していますので、窓口に来てください。

▷対象 保健・医療・福祉分野で一定期間以上の実務経験を有する人
〔介護保険課 内線539〕

■さわやか生活教室

とき	ところ	担当
7月5日(火)	総合福祉会館(池田)	在宅介護支援センター慈光園 ☎52-3006
7月14日(水)	市立菅原公民館(吉井)	天満在宅介護支援センター ☎23-1161
7月29日(金)	市立土庫公民館(土庫)	ふれあい在宅介護支援センター ☎53-5499

▷時間 午後2時～4時

▷内容 転倒予防についての話、家でもできる簡単な体操、簡単な体力測定

▷持ち物 体力測定記録用紙(持っている人)・お茶・筆記用具

※費用無料・申込不要

〔地域包括支援課 内線571〕

■天満診療所健康教室

▷とき 7月21日(水) 午後1時～2時

▷ところ 天満診療所

▷テーマ 「夏に気をつけたい病気」

▷講師 梅本典江(天満診療所医師)
〔天満診療所 ☎52-5357〕



市役所…(22) 1101 総合福祉会館…(23) 0789 シルバー人材センター…(52) 0115 総合体育館…(22) 8862
 市民交流センター…(44) 3210 保健センター…(23) 6661 高田消防署…(25) 0119 さくら荘…(23) 4126
 中央公民館…(22) 1315 クリーンセンター…(53) 5383 さざんかホール…(53) 8200 総合公園…(52) 4700
 図書館…(52) 3424 市立病院…(53) 2901 社会福祉協議会…(23) 5426 福祉コミュニティセンター…(23) 8001
 水道部門…(52) 1365 青少年課…(23) 1322 高田警察署…(22) 0110 下水道課…(52) 1258

ご注意ください！電話番号はきちんと確認してからかけましょう。

お知らせ

■選挙管理委員会からのお知らせ

7月10日(日)執行の参議院議員通常選挙の内容は、すでに各世帯に郵送の「投票所入場整理券」に同封されている「チラシ」をご覧ください。
 ※7月9日(土)までは、期日前投票ができます。

〔選挙管理委員会事務局 内線353〕

■土庫市営墓地 使用者募集

▷場所 土庫市営墓地(土庫219番地 他)

▷募集区画 10区画(随時補充)

▷1区画の大きさ 間口1.3m×奥行1.24m(1.6㎡)

▷価格 400,000円(内訳:永代使用料370,000円、永代管理料30,000円)

▷申込資格 平成28年6月1日時点で本市に住民登録のある世帯主(1世帯1区画)

※すでに土庫市営墓地の使用許可を受けている人は申し込みできません。

※使用許可後は、承継者(相続人またはその親族)以外は名義変更できません。

※他人名義での申請はできません。

▷受付期間・時間 7月21日(木)～8月19日(金) 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)

▷必要書類

・墓地使用申込書(市役所環境衛生課にあります)

・住民票謄本(続柄・本籍地の記載があるもの)

・印鑑(認め印可、朱肉をもちいる物)

▷受付場所 市役所別棟1階 環境衛生課

▷区画の決定方法 本市指定の10区画の中から、申込時に決定
 〔環境衛生課 内線281〕

■使用済みの食用油の回収

▷7月の回収日 7月25日(月)

午前9時15分～9時30分	陵西校区公民館
午前9時45分～10時	橘町集会場前
午前10時15分～10時30分	築山公園前
午前10時45分～11時	晴少年会館(福祉コミュニティセンター)
午前11時15分～11時30分	曙町青少年会館(東部こども会館)
午前11時45分～正午	片塩幼稚園東側道路
午後1時15分～1時30分	総合体育館
午後1時45分～2時	大和ガス南側道路
午後2時30分～2時45分	市立菅原公民館
午後3時～3時15分	ネオンシティ大和高田正面玄関前
午後3時30分～3時45分	葛城コミュニティセンター
午後4時～4時15分	春日町会館前

◎環境衛生課【市役所別棟1階】では毎日回収しています(土・日・祝日を除く)。

◎さざんかスト리트の「生活雑貨ささおか」で回収しています。利用してください。

◎油の入ったビンやカンは、リサイクルできないため、処理が困難です。

使用済み食用油は、固めずに、食用油の容器(ペットボトル容器)などに入れて持ってきてください。

〔クリーンセンター ☎52-1600〕

7月のし尿収集予定

日程は都合により、変更になることもありますので、ご了承ください。(地区名は、一部通称名を使用しています)

日曜	収集区域
1 金	大谷、北角、敷島町、奥田県住、出、秋吉
4 月	敷島町、奥田、吉井、根成柿
5 火	敷島町、根成柿、吉井、旭北町、本郷町、藤森、池尻、築山
6 水	根成柿、吉井、秋吉、三和町、神楽、日之出西・東本町、有井
7 木	東中東中1・2丁目春日町1・2丁目、西坊城、出、東雲町、土庫住宅、有井、日之出町
8 金	東中1丁目、春日町1・2丁目、南本町、大中南、磯野町、出、勝目、田井、松塚、土庫1・2・3丁目、大東町、花園町
9 土	曙町、材木町、昭和町
11 月	磯野、磯野北、南本町、北片塩、築山
12 火	大中北、新田、岡崎、中町、池田、領家、磯野北、築山
13 水	池田、領家、西代、市場、野口、築山
14 木	市場、野口、有井、築山
15 金	出屋敷、有井、敷島、西三倉堂1・2丁目、築山
19 火	西町、有井、内本町、中三倉堂1・2丁目、西三倉堂1・2丁目
20 水	中三倉堂1・2丁目、西三倉堂1・2丁目、甘田町、敷島町
21 木	中三倉堂1・2丁目、甘田町
22 金	曾大根、今里、旭北町、旭南町
25 月	南陽町、蔵之宮町、甘田町、北片塩町、東三倉堂町、旭北町
26 火	大中東、南陽町、蔵之宮町、甘田町、南今里町、中今里町、片塩町、磯野東町
27 水	蔵之宮町、甘田町、栄町、東中1・2丁目、永和町、磯野南町、内本町
28 木	本郷町、北本町、高砂町、永和町

●トラブルを避けるためにも、立会をお願いします。

●し尿くみ取りの妨げになるペット類・鉢植えなどは、作業場所・通路に置かないようお願いします。

●転居の場合は、それまでの手数料を清算し、くみ取り登録を廃止してください。そのままにすると、転居後に行ったくみ取り手数料が請求されます。また、世帯主などに変更があった場合も、届け出が必要です。

●し尿くみ取り料金の内、従量によるもの手数料が変更になります。現行18リットルにつき170円が、4月1日から174円になります。

●臨時くみ取りは、作業日の調整が必要です。委託業者(おおよまと環境整美事業協同組合☎52-2982)、(大和清掃企業組合☎52-3372)に直接申し込んでください。

■大和高田市土曜塾

講座・講師(敬称略)	とき	ところ
陶芸 (表 啓充、ひょうび会、木彫会、弓場一郎)	7月2日(土) 午後1時30分から	市立中央公民館
楽しい英会話 (中谷節子、弓場一郎[サポーター])	7月9日(土) 午前10時30分から	市立中央公民館
やまと高田太鼓 (松本弘昭、表 秦憲、弓場一郎)	7月16日(土) 午前10時30分から	ときめき高田横駐車場
キッズ将棋、オセロ (中村正継、増田佳美)	7月23日(土) 午後1時30分から	市立中央公民館
宿題やろうよ! パウダーアート・押し絵・貼り絵 (仲本八寿、田中奈奈)	7月30日(土) 午後1時30分から	市立中央公民館

※パウダーアートは、はさみ・接着剤・つまようじ・ボールペンを持ってきてください。

▷対象 5歳～18歳

▷定員 各講座とも50名

▷費用 保険料 1回10円

※陶芸は、粘土代630円が必要

▷申込方法 電話(☎53-6264)、またはFAX(☎53-6364)で、生涯学習課土曜塾担当へ。

〔生涯学習課 ☎53-6264〕

〔対象者の指定のないものは、市内在住等問わず、だれでも参加・申込等できます。〕

参加しませんか

●夏のハングルレッスン 大和高田ヶグリ・オリニ会

「ヶグリ」とは「蛙」、「オリニ」とは「子ども」という意味です。

▷とき 7月24日～9月4日 毎週日曜日(8月14日を除く) 午後1時～2時(6回シリーズ)

▷ところ 大和高田ヶグリ・オリニ会(花園町バス停すぐ)

▷内容 韓国・朝鮮語には、公式なかたい表現、親しい間柄で話すカジュアルな表現など、多様な文体があります。状況に適した文体を選択することができます。基本的な数種の文体を学びます。

▷対象 子どもから大人まで、どなたでも参加できます。

▷参加費 各回2,000円

▷持ち物 筆記用具

▷申込方法 1週間前までに、往復はがきに名前、住所、FAXのある方はFAX番号を明記の上、申し込みください。電話での受付、返信は行っていません。

▷連絡先 キム・カンチャ(金康子)
〒635-0003 土庫726-2
FAX 52-0402

●つどいの広場からのお知らせ

◎ゆかた着付け教室

▷とき 7月9日(土)
午後1時～2時30分

▷ところ オークタウン4階 子育てステーション(幸町3-18)

▷講師 平井俊子さん

▷費用 一家族700円

◎ベビーサロン(パパと遊ぼう会と離乳食作り)

▷とき 7月10日(日)
午前10時～午後0時30分

▷ところ オークタウン4階 子育てステーション、ロイヤルクイーン料理教室(幸町3-18)

▷内容 パパと乳児のふれあい、わらべ歌ベビーマッサージ、大人の料理からの離乳食作り

▷対象 生後3か月～12か月の乳児とその保護者

※1歳、2～3歳のサロンもあります。

▷費用 一家族700円(準備の都合上、7月6日(水)までに)

※いずれも申し込みは、電話(☎080-5334-5092)、または直接子育てステーションへ。

◎チャリティーリサイクルバザーの開催

▷とき 7月17日(日)、18日(祝・月)
午前10時～午後2時

▷ところ オークタウン4階 子育てステーション

※収益金は、障がい者が営む「ドリーム」に寄付します。

[NPO法人マーマの里

田丸 ☎22-1438]

●葛城地域のええとこ再発見

「どんなまち?」を「こんなまち!」に

▷とき 7月31日(日) 午後1時～4時30分(受付開始:午後0時30分)

▷ところ 奈良県産業会館 大会議室(幸町2-33)

▷内容 クイズ大会&グループワーク「みんなで『まち』のええとこ再発見」

▷対象 葛城地域(大和高田市、御所市、香芝市、葛城市、広陵町)の高校に在学、もしくは在住の高校生

▷定員 45人

▷申込方法 7月8日(金)までに、名前、性別、住所、電話番号、生年月日、

学校名、学年を書いてFAX(☎23-2541)か、ホームページ(<http://katsuragijc.jimdo.com/>)の”応募ページはこちらから”で。

[一般社団法人 葛城青年会議所
☎22-2689]

●大人の英会話・韓国語講座

▷とき 9月14日(水)から毎週水曜日
英会話:午後6時～7時

韓国語:午後7時30分～8時30分

▷ところ さざんかホール

▷内容 文字の読み書きと簡単な基礎会話を学習

▷定員 各15名※先着順

▷費用 全8回5,000円
(別途教材費2,000円)

▷申込方法 名前、住所、電話番号、英語・韓国語の希望を書いて、FAX(☎0725-23-1268)または、電話で下記へ。

[国際文化交流協会
☎090-6489-2803]

●第24回奈良県高齢者いい歯のコンクール募集

▷とき 10月6日(木)
正午～午後4時30分

▷ところ 奈良県歯科医師会会館(奈良市二条町2丁目9-2)

▷応募資格 奈良県在住の70歳以上で歯の健康な人(若干の欠損歯、かぶせなど可)

※第21回、22回、23回の最優秀の人は応募できません。

▷申込方法 8月31日(水)【必着】までに、官製はがきに郵便番号、住所、名前(ふりがな)、電話番号、生年月日、性別を書いて、奈良県歯科医師会高齢者いい歯のコンクール係(〒630-

8002 奈良市二条町2丁目9-2)へ。
 ※8020達成者には認定書が授与され、最優秀者には後日、知事から賞状が授与されます。
 ※昼食を済ませてから、来てください。
 [県歯科医師会 ☎0742-33-0861]

●慈光園看取り講演会

▷とき 8月6日(土) 午後1時30分～3時
 ▷ところ 市民交流センター(コスモスプラザ)4階 多目的室(片塩町12-5)
 ▷内容 「住み慣れた場所で最期まで」
 ▷講師 河田安浩さん
 (ちゅうわ往診クリニック院長)
 ▷定員 100名 ▷費用 無料
 ▷申込方法 7月20日(水)までに、官製はがきに住所、名前、電話番号を書いて、社会福祉法人 慈光園(〒635-0077 池田444番地)へ。
 ▷後援 大和高田市・大和高田市社会福祉協議会
 [慈光園 ☎52-5001]

お知らせ

●自衛官等の募集

▷募集種目 一般曹候補生、自衛官候補生、航空学生、防衛大学校学生、防衛医科大学校医学科学生、防衛医科大学校医学教育部看護学科学生
 ※受験資格、受付期間、試験日など、詳しくは下記へ連絡、または奈良地方協力本部のホームページ(<http://www.mod.go.jp/pco/nara>)を見てください。
 [自衛隊橿原地域事務所 ☎0744-29-9060]

●奈良県広域消防組合消防職員採用試験

平成29年4月1日採用予定の消防職員を募集します。
 ▷募集人数 25名程度
 ▷受験資格
 ●大学区分
 平成3年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学を卒業した人または、平成29年3月卒業見込の人
 ●短大区分
 平成5年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による短期大学を卒業した人または、平成29年3月卒業見込の人
 ●高校区分
 平成7年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による高等学校を卒業した人または、平成29年3月卒業見込の人
 応募方法・受付期間など、詳しくは、ホームページ(<http://www.naraksk119.jp>)または、下記へ。
 [奈良県広域消防組合消防本部 人事課人事係 ☎0744-26-0119]

●犯罪被害者支援ボランティア募集

▷活動内容 犯罪や事件・事故の被害に遭った人や、遺族からの電話相談や生活支援、警察・病院への付き添いなど
 ▷募集期間 7月1日(金)～7月29日(金)
 ▷定員 20名程度
 ▷応募資格 ①奈良県内在住の成人(70才未満の人)
 ②犯罪被害者等の支援活動の趣旨に賛同し、ボランティアとして参加できる人
 ※性別・職業・学歴不問
 ▷選考方法 書類選考の上、面接
 ▷講習 支援活動に必要な知識などを

習得するため、一定の講座の受講が必要です。
 講習期間は、9月2日(金)～12月9日(金) 毎週金曜日の午後1時～4時ごろ 約90分講義を2コマ
 応募方法など、詳しくは下記へ。
 [公益社団法人なら犯罪被害者支援センター事務局 ☎0742-26-6935]

●放送大学10月生募集

テレビやラジオ、インターネットを通して学ぶ通信制の大学です。心理学・福祉・経済・歴史・文学・自然科学など、幅広い分野を学べます。
 ▷出願期間
 第1回:8月31日(水)まで
 第2回:9月20日(火)まで
 資料請求など、詳しくは下記へ。放送大学ホームページ(<http://www.ouj.ac.jp>)からも、出願できます。
 [放送大学奈良学習センター ☎0742-20-7870]

子育てライフ サポートナビ



妊娠・出産から乳幼児期の子育て情報、子どもの就学、困ったときの相談先などを掲載
 スマートフォンからも閲覧できます。
<http://www.city.yamatotakada.nara.jp/woman/>
 [広報情報課 内線291]

広告欄